

## 今後の新興感染症等に備えた対策の強化

(総務省、厚生労働省)

### 【現状・課題】

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、今後も国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新興・再興感染症の発生及びまん延に備えるため、病床・外来医療の確保、保健所や検査体制の強化等の実効性の確保が必要である。

また、感染症対策は、平時からの対応も含め、全国一律で行うべきものであるため、国において効果的な施策推進を行う必要がある。

### 【提案・要望事項】

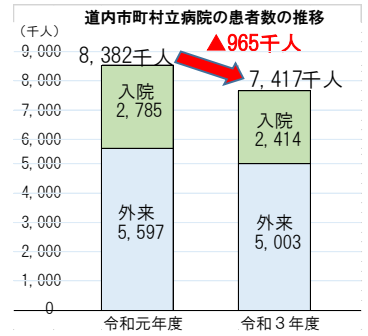
- (1) 医療機関に対する財政支援 (厚生労働省)
- (2) 検査体制の充実及び検査能力の向上 (厚生労働省)
- (3) 人材育成・資質向上の取組に対する財政支援 (厚生労働省)
- (4) 保健所・地方衛生研究所の体制強化 (総務省、厚生労働省)
- (5) 社会福祉施設等への財政支援 (厚生労働省)

### 【提案・要望の内容】

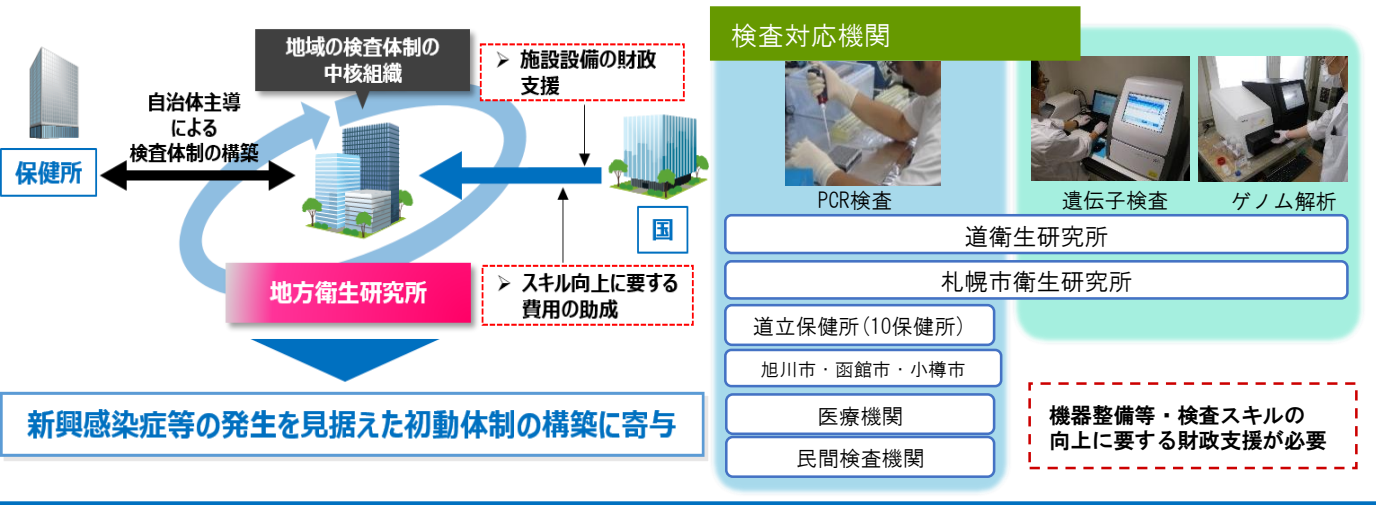
- ① 今後の新興感染症等の発生を見据え、感染拡大時における医療提供体制を確保するため、国の責任において、平時からの医療機関への感染防止対策の支援のほか、有事の際の医療機関への空床補償・減収補償、診療報酬の加算措置など、今後の医療機関の安定経営に向けた財政支援を行うこと。
- ② 有事における検査体制を速やかに構築するため、地方衛生研究所及び保健所を中心とした地方公共団体主導による検査体制の構築に必要な設備整備等への財政支援や、様々な検査に対応するための各種検査技法に係るスキル向上等に要する費用の助成を行うこと。
- ③ 国において、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等での新興感染症等を想定した診療体制の研修・訓練を行うとともに、感染症危機管理等の専門家の育成を図るための医療従事者や地方公共団体職員を対象とした研修の充実を図ること。また、感染症対応人材の育成に必要な研修等実施のための更なる財政支援を行うこと。
- ④ 保健所・衛生研究所の人員体制の強化推進については、感染症法の改正等に伴う新たな業務を含め、保健所等において実施が必要となる業務に見合った人員配置が可能となるよう、必要な財政措置を講じるとともに、衛生研究所等が行う感染症の調査研究やサーベイランスを強化するため、国立感染症研究所における都道府県との連携体制の強化を図ること。
- ⑤ 社会福祉施設等では、平時からの感染防止対策が重要であることから、国の責任において、対策に要するかかり増し経費の支援や業務継続計画作成などの取組について報酬上の評価を行うなど、地域の福祉サービスの安定的な確保・維持のための更なる財政支援を行うこと。

# 医療機関に対する財政支援

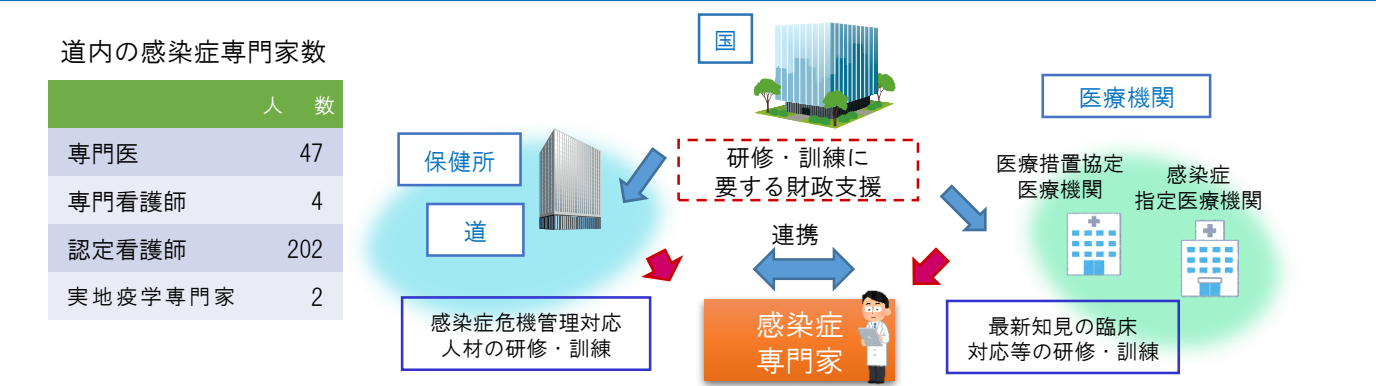
- 新型コロナウイルス感染症の拡大時は、**受診控え等**の理由から、**一般医療への影響**が生じた。
- 今後の新興感染症等を見据え、**感染拡大時における医療提供体制を確実に確保**するため、**平時からの感染防止対策、有事の際の空床補償・減収補償、診療報酬の加算措置など、財政支援が必要**。



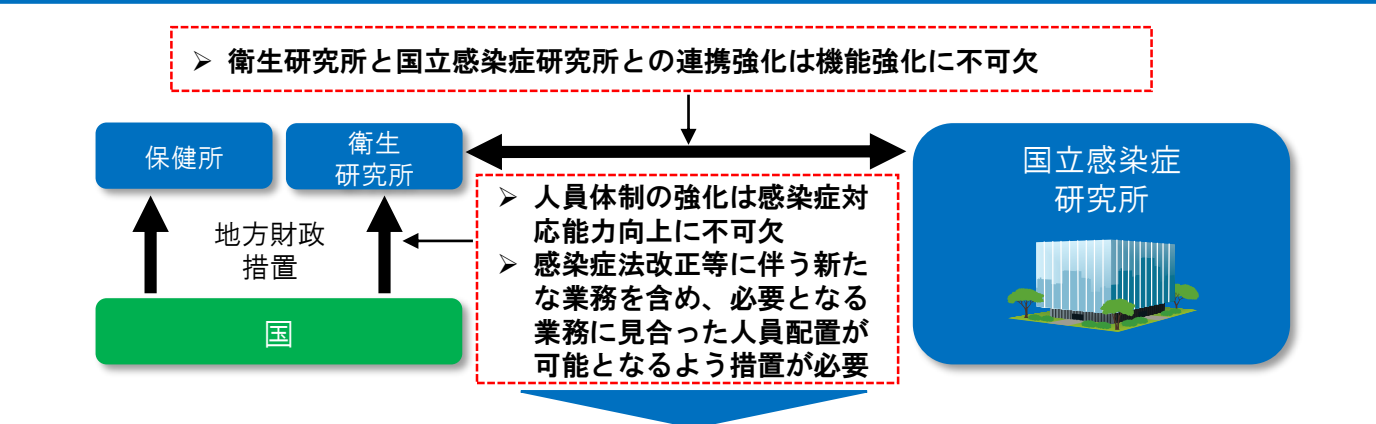
# 検査体制の充実及び検査能力の向上



# 人材育成・資質向上



# 保健所・地方衛生研究所の体制強化



感染症から道民の生命及び健康を守る